確定申告 の時期が 近づいてい^{ます}

医療費控除を 活用していますか?



医療費控除

とは?

本人または本人と生計を一つにする家族が、毎年1月1日~12月31日 までに支払った医療費の自己負担の合計額が10万円超(総所得200万円 未満の場合は所得の5%超)であれば、確定申告をすることにより、その年 のあなたの課税対象所得額から控除され、税の還付を受けられます。

医療費控除の計算式

医療費控除額

(最高 200 万円まで)

還付される金額は上記 「医療費控除額」にあな たの所得税率を乗じた 金額となります。

1年間に支払った 医療費等

補てんされる 金額※

10万円

総所得金額等の5%のほうが 少ない場合はその金額

※補てんされる金額

- ●健康保険組合から給付される法定給付金、付加給付金(出産 育児一時金等を含む)
- 生命保険、損害保険から支給される、医療給付金や入院給付金、 傷害保険金など
- 事故などで加害者から受け取る補てん金
- 自治体等が行っている乳幼児等の医療費助成金

医療費控除の対象になるもの

- ✔ 医療機関への支払い(診療代、入院時の部屋代など) ※自由診療(保険外診療)でも認められる場合があります。
- → 治療または療養を目的とした医薬品の購入(市販薬含む)
- ✔ 出産費用(定期健診、通院費用含む)
- ♪ 介護費用(ケアプランに基づいた在宅介護費用)
- ♪ 介護老人保健施設への入所費、助産所の費用
- ◆ あんま、はり灸、マッサージ、柔道整復等の費用 (医師が必要と認めた治療目的の施術料)
- ◆ 義手、義足、松葉杖、義歯等の購入費用 (治療目的の装具類)
- ✔ 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代 (医師が必要と認めたとき)
- ✔ 通院費(電車・バス等) ※タクシーは妥当性が認められるとき

医療費控除の対象にならないもの

- ✔ 予防接種の費用
- ✓ 人間ドック、健康診断の費用
- ✔ 禁煙治療薬の購入費用 (処方箋なしで購入したもの)
- ✔ 美容整形、歯の矯正費用
- ✓ 病気予防のための医薬品、健康食品、ビタミン 剤等の購入費用
- ✔ 出産のための帰郷費用
- → 治療を目的としないメガネ、補聴器などの購入
- → 通院に使ったマイカーのガソリン代、駐車場代、 道路料金
- ◆ 本人や家族の都合だけで個室に入院したときな どの差額ベッド代

医療費控除は、2020年2月17日(月)から3月16日(月)の確定申告時期に手続きをすると、 その年度の処理となりスムーズな還付を受けられます。